

平成31年第1回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成31年3月14日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|----|--------|-------------|
| No. 5 | 7番 | 藤田節夫君 | (P 51～P 68) |
| No. 6 | 6番 | 南館かつえ君 | (P 69～P 75) |
| No. 7 | 1番 | 松田隆志君 | (P 76～P 81) |

・出席議員（14名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
14番 大石雪雄君	16番 白岩征治君	

・欠席議員（2名）

13番 河西美次君 15番 真船正晃君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会 計 室 長	黒羽千春君
参 事 兼 総 務 課 長	真船 貞君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放 射 能 対 策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	相川哲也君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
建 設 課 長	鈴木茂和君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	相川 晃君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	藤 田 哲 夫	主 幹 兼 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	黒 須 賢 博
専 門 主 査 兼 庶 務 係 長	相 川 佐 江 子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、本日の欠席者についてご報告いたします。

西郷村議会会議規則第2条により、13番河西美次君、15番真船正晃君からそれぞれ葬儀出席のため会議を欠席する旨の届け出が提出されました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁を含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるよう、よろしく願いをいたします。

それでは、通告第5、7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

◇7番 藤田節夫君

1. 防災行政について
2. 子育て支援について
3. 水道事業について

○7番（藤田節夫君） おはようございます。

7番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、住宅用火災警報器の設置促進について伺います。

住宅用火災警報器の設置は、消防法によって2006年、平成18年に新築住宅へ、2011年、平成23年から全ての住宅に設置が義務づけられました。設置の場所は、国の基準に従い市町村が定めるとなっていますが、台所や寝室等に設置することになっています。

警報器の設置によって、火災による死者や焼失面積などを大幅に減らす効果が確認されています。県によると、昨年1年間による火災は629件で、前年より32件増加し、死者数は42人と、前年を4人上回っています。昨年の11月には小野町で幼い子ども4人を含む一家7人が犠牲になりました。その後も火災による犠牲者が後を絶っていない状況が続いています。いずれの火災も、住宅火災警報器が未設置であったことが判明しています。

また、全国では、毎日のように火災が発生して、犠牲者が出ています。そのうちの約6割は65歳以上の方々が犠牲になっています。死亡の原因は、逃げ遅れによるものが一番多いと言われ、逃げ遅れを防ぐには、火災警報器が最も効果的と言われています。また、近隣住民や通行人などにも異常を知らせる効果もあります。

総務省消防庁では、実際の住宅における被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器の設置されている場合と設置されていない場合を比べ、犠牲者がおおむね半減したことが報告されています。今後ますます高齢化が進み、高齢者のひとり暮らしや高齢者だけの世帯が増えてきています。

福島県は住宅用火災警報器の設置率が低いと言われていました。設置率につきまして、昨日の13番議員の質問への答弁でお聞きしましたが、それによると全国平均で81.6%、福島県が74.6%、白河広域圏内では77%であり、村内の設置状況については把握できていないということですが、村民の命と財産、安心安全を守るためには、村内の設置状況も把握する必要があると思いますが、伺います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 7番藤田議員の一般質問にお答えします。

管内の設置率についてですが、先日もお答えしましたように、村では独自の調査をしていなくて、白河地方広域圏消防本部のほうで無作為抽出による標本調査ということで、悉皆調査ではないので、村のエリアを限定した設置数を出すことができないということでお答えしました。

ご指摘のとおり、そういう状況でありますので、村のほうでは村にエリアを限定した設置率は出しておりませんが、ご指摘のとおり、今後やはり調査をする必要があると考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の再質問を許します。

○7番（藤田節夫君） 今後、設置状況を調べていきたいということですが、私、平成21年12月の定例会での一般質問で設置状況をお聞きしたんですけれども、そのときには西郷村が17%、全国45.5%、福島が30.4%、白河広域が27%、最も進んでいるところで宮城県では68.5%という回答をいただいているんですけれども、その後、現在までこの当時は西郷村で把握していたのかなと思うんですけれども、その後、担当人員も相当変わってきているので、どこでどうなったのか、ちょっとわからないですけれども、全国的に見ればどこでも各自治体で自治体のことは把握しているということなので、ぜひ今後はそんなようなことも何らかの方法を使って把握していただきたいと思えます。

日本防火・防災協会による調査では、警報器の未設置の理由として最も多かった回答は、費用負担が大きいとのことでした。住宅火災警報器は安いものなら二、三千元くらいから購入できますが、設置条例に適合するには複数購入し設置する必要があります。費用負担が大きくなります。福島県の条例では、全ての寝室の天井や壁、寝室に続く階段の天井への設置が義務づけられています。このため、設置することを初めから諦めている方もいます。

福島市などでは2016年から警報器が未設置の高齢者世帯を対象に、警報器の無料設置や設置補助を実施しています。ちなみに、設置する場所が原則として台所、寝室、2階に寝室のある階段等に設置をしなければならないとなっていて、取り付け位置についても壁に取りつける場合は天井から15センチから50センチの間に取りつ

けること、また、天井に取りつける場合は壁から60センチ離して取りつけることなどと決まっています。設置するにしても難しく、特に高齢者世帯などが設置するには大変困難なことです。

私は、平成21年の第4回定例会において、住宅火災から高齢者を守れということでご一般質問をいたしました。内容は、高齢者世帯や生活弱者世帯には村営住宅同様に無料で設置をするように要請をいたしました。一昨日の答弁では、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯には、平成20年度から健康推進課において高齢者等見守り安心ネットワーク事業で実施をしているとのことでしたが、しかしながら、村内にはこの事業に該当しない高齢者の方々が大勢います。家族と同居していても気づくのが遅く、犠牲になります。火災による犠牲者の6割以上が65歳以上の高齢者の方が占めています。

全国では、火災による犠牲者を出さないために、各自治体で独自の政策で事業を実施しています。東京都の桧原村では、火災による死者を発生させないことを目的に補助制度を創設し、2万円を限度として補助をして、全世帯に100%の設置を実現しています。また、昨年11月に一家7名の犠牲者を出した小野町では、警報器未設置世帯への設置費用の助成をすることが決まりました。助成は町内の個人住宅が対象で、要支援者がいる世帯や生活補助受給などの非課税世帯には無償で配布をし、その他の未設置世帯には単純型、連動型ともに費用の半分を助成することが決まりました。あわせて、機器耐用年数、約10年と言われておりますけれども、こういった方々にも交換時には警報器について補助する内容となっております。

村では、私が一般質問をした平成21年度に、村が管理している村営住宅については火災警報器が設置されました。村営住宅に入居している方だけを守るのではなく、村民全体のことを考えて行政を進めていくべきだと思います。犠牲者が出てからでの対応では遅く、悲劇が起こる前に何らかの対応をすべきだと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 藤田議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、各地で火災による犠牲者が出ており、大変痛ましく思っております。村内においても同様の事態が発生する可能性は否定できません。悲劇が起こる前に対策をする必要はあると考えております。

今後の対策としましては、高齢者見守り安心ネットワーク事業の継続と、トータルサポートセンターの調査結果を踏まえ、数、現状をしっかりと把握して、補助制度などの検討を行っていきたいと考えております。

また、広報活動につきましては、引き続き広報紙、行政区回覧、防災無線、消防団の街頭活動などにより、設置の呼びかけを行っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番。現状をよく把握してやっていきたいということですがけれど

も、私、先ほども申しましたけれども、高齢者だけの世帯とか65歳以上のひとり暮らしのお年寄りの方はやっていっているとは思いますが、火災を見ると、それだけじゃなくて、家族がいても年寄りが気づくのも遅いし、行動も遅いし、そういった意味では、先ほども申しましたけれども、村内全世帯を対象にしっかりした調査をして、補助なり補助金を出すなりして、本当に火災から村民を守っていただきたいと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っております。

今後の火災警報器の設置、普及について、一昨日の答弁では、今村長も述べられましたけれども、来年度から健康推進課と協力して設置状況を調査して、設置を呼びかけていくということですが、これはこれで一つの政策としていいと思っておりますが、啓発だけでは設置率が上がるとは思えません。先ほども言いましたが、警報器を設置するためには、警報器を買わなければなりません。住宅で一軒で最低でも3個以上設置することになります。また、取り付け場所も複雑です。村として何らかのサポートが必要ではないでしょうか。先ほども申し上げましたが、小野町では全世帯を対象に助成制度が始まりました。村でも小野町程度の助成をするべきと思っておりますが、ただいまの村長の答弁でぜひ検討していきたいということなので、この辺もお願ひしたいと思っております。

さらに、高齢者世帯だけでなく、できれば障がい者がいる世帯にも村の補助として無料として、そういった世帯には早急に設置していただきたいと思っております。

消防法によって2006年から火災警報器が設置されてから13年になります。火災警報器の耐用年数の取りかえ目安が10年と言われております。取りかえを必要としている警報器が出てきていると思っておりますが、啓発活動は実施しておりますのか、伺います。

また、電池の劣化やほこりがたまって作動しないものも出てきていると聞いています。チラシや防災無線等で広報すべきではないでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

ただいまの議員ご指摘のとおり、設置してから10年がおおむねかえる時期であるというふうなことで、設置されたまま更新されないと、せっかくの火災報知器も役に立たないというような状況になってまいりますので、その辺につきましては広報を十分していきたいというふうに思っております。

現在、春と秋の火災予防運動期間に合わせて、先ほども申し上げましたような広報紙あるいは行政区回覧、防災無線、消防団の街頭活動などでも設置の促進といわゆる以前設置したものの更新についても広報活動を行っているということでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 春と秋の火災予防運動、1週間程度ずつあるんですけれども、その前に回覧として当然回ってはきています。ここに持ってきましてはけれども、これではもう、ちょっとわからない。それで、回覧になっているので、見る人も見ない人も当然いますし、これはどこにつけたらいいのなんて、これどこからかの引っ張ってき

たやつなんでしょうけれども、ちょっと見ただけではわからないので、もっと工夫しながら、わかりやすいチラシとか、そういうものをつくっていただければいいなと思います。

福島市では、毎年2月は火災の多い時期になるんですけれども、住宅用火災警報器設置促進強化月間として、一般家庭の設置率向上に向け緊急調査を実施しています。また、ある自治体では、介護保険訪問介護事業所と消防本部が連携して、高齢者を火災から守る事業として、訪問介護職員等を対象に講習会を開催し、訪問介護時に高齢者宅の火災危険原因を知っていただき、火災予防に関することのお手伝いをしています。

また、消防庁では、住宅火災の犠牲者に高齢者が多いことから、9月の敬老の日に高齢者に住宅用火災警報器や住宅用火災消火器、または設置されている警報器の点検をかわりにしてあげることを推進する住宅防火・防災キャンペーンを平成24年から実施しています。村では独自のキャンペーンを実施しているのか、また白河地方広域消防本部でも独自のキャンペーンが行われているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

村の独自のキャンペーン、さらに白河地方広域圏消防本部で同じくそういったキャンペーンをしているかということですが、キャンペーン等は実施しておりません。

ただ、ただいま議員ご指摘のとおり、関係機関、せっかく高齢者宅を訪問するといったほかの機関との連携というのは、十分効果が出せるところであるなというふうには感じましたので、今後協議をしていきたいなというふうには考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 実施していないということですが、これだけ火災が多く発生し、犠牲者も出ています。消防署と連携をとって、何らかのキャンペーンを計画すべきだと思います。今後検討していきたいということなので、この辺もよろしくお伺いしたいと思います。

郡山市でも、先月の5日に火災が起こり、4人の方が犠牲になりました。先日の新聞に掲載されていましたが、郡山市では酪王牛乳と提携して、3月1日から7日までの春の火災予防週間に合わせて、酪王牛乳が販売する牛乳のパッケージの一部に広報欄を設け、住宅用火災警報器の設置を呼びかける牛乳を販売しました。パッケージには、命を守る火災警報器を設置しましょうなどと記載されています。いずれにしても、犠牲者の7割近くが高齢者で、火災警報器が設置されていない世帯で逃げ遅れによるのが最大の原因であることが明らかになっているわけですから、村としても早急に、犠牲者が出る前に何らかの対策をとるべきだと思います。

また、火災警報器の設置率を最低でも全国平均まで持っていくべきだと思いますが、火災から村民の命と財産を守るという立場で、もう一度決意のほどを村長のほうからお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、火災警報器の設置率の向上は大変重要と私も認識しております。今後、村民の生命、財産を守る上で、火災報知器、警報器ですか、の設置率の向上に努めるとともに、今後白河消防署西郷分署などの関係機関と連携しながら、先ほども申し上げましたけれども、できるだけ、できる部分から実施していきたいと考えております。

来年度、自主防災組織の組織化を行っていく予定でありますので、消防団、自主防災組織の活動の中で、先ほど総務課長も答弁しましたように、高齢者の訪問などを行い、火の取り扱いや警報器の設置、点検、交換の注意喚起など、設置率の向上を図っていきたくて考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番。先ほども申しましたが、私はこの問題について、平成21年第1回定例会で一般質問をしました。村では、消防法の改正により、管理責任者である村営住宅について火災警報器が設置されました。設置されてから今年で10年になります。警報器の耐用年数が約10年となっています。取り替え時期となっている警報器もあると思いますので、承知しているとは思いますが、点検するように申し伝えておきたいと思います。

また、予算の関係でいろいろあると思いますけれども、社会資本整備総合対策交付金による対応は考えられないでしょうか。ここで即答は難しいのかなと思うんですけども、もしあれでしたらば、そっちのほうも使えるかどうか検討して、使えるならば、そういったことで助成していただければなと思います。

最後に、全国に悪質訪問販売による被害者が出ています。訪問販売による犠牲者が出ないように、防災無線やチラシ等で村民に知らせることもお願いしたいと思います。

以上で次の質問に移りたいと思います。

次に、子育て支援として、児童虐待について伺います。

厚労省は、2015年度に全国の児童相談所が対応した虐待通告件数は初めて10万件を超えたことを公表しました。統計を取り始めた1999年から100倍にも及ぶ増加は特異なものであり、児童相談所で対応した件数でこれだけの件数があるわけですから、どこにも相談できずに経過してしまっている件数を含めると、相当数の子どもが虐待を受けていることが想定されます。

福島県内でも、2017年度は前年度比23%増の1,177件と、過去最多になったことが県警本部から公表されました。また、虐待の事例を分析すると、虐待をした人の5割強が子どもの実の父親で、実の母親が約3割になっており、実の父母が子どもを虐待したケースは約8割を占めているのが現状です。

虐待には1、身体的虐待として、児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。2つ目に性的虐待、児童にわいせつな行為をすること、またさせること。3つ目にネグレクト、これは児童の心身の正常な発達を妨げるような著

しい減食、または長時間の放置その他保護者としての監護を著しく怠ること。4つ目として心理的虐待として、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。虐待のタイプとしてこの4つのタイプに分けられるそうです。

昨年3月に、東京目黒区で5歳の女の子が父親に虐待されました。残された女の子のノートには、「もうパパとママにいわれなくても しっかりとじぶんから きょうよりかもっと あしたはできるようにするから もうおねがいゆるして ゆるしてください おねがいます」と書かれていました。

また、先月2月には、千葉県野田市で小学校4年生の女の子が親の虐待で死亡しました。この事件は、自分の父親に繰り返し虐待された痛ましい事件でした。この事件をめぐっては、関係機関の不適切な対応や連携不足、虐待リスクの判断の甘さが問題視されました。特にひどいのは、女の子が父親による暴力を告発した学校のいじめアンケートの写しを、教育委員会が父親にコピーを渡していたことです。さらには、児童相談所で女の子を一時保護しましたが、その後、家の状況も確認しないで帰宅させ、その後、女の子が家に戻ってからどの機関も自宅を訪問していませんでした。今年に入ってから、学校を長期欠席したにもかかわらず、安否確認をしていませんでした。女の子からは何度もSOSが発せられていたにもかかわらず、学校などがそれを見落としていたことが問題となっています。この事件を受けて、村長の思いをお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ご質問にお答えします。

東京都目黒区の事件、千葉県野田市の事件、本当に痛ましい、悲しい事件であります。また、このところ、そのほか連日のようにテレビ、新聞、メディアのニュースなど報道され、児童虐待に関する数多くのニュース、どれもこれも心を痛めるばかりでございます。

児童虐待の防止等に関する法律では、何人も、児童に対し、虐待をしてはならない、また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを通告しなければならないとなっております。村としても、早期発見・早期対応、関係機関との連携を図り、丁寧に慎重に対応し、また国民全体で見守っていかなければならないものと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今でもそういった子どもたちがたくさんいる。子どもらでも、そういった子どもたちが表面に出てこない、わからないというところで受けている子がいるのかなと思います。

次に、村の児童虐待防止対策はどのように行われているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

児童虐待防止対策についてでございますが、まず、児童の虐待については、突発的なものですとか常習的なものを含め、早期に発見に努めることが第1段階と考えてお

ります。学校の教職員、幼稚園や保育園、児童クラブなどの福祉施設の職員、さらには医師や歯科医師、村の保健師など、児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあるということを知覚し、児童虐待の早期発見に努め、状況次第ではためらわず警察への通報、また児童相談所に通告を行うことが重要と考えております。

虐待が疑わしいなど、福祉課においても一般の住民からの通報などがございます。隣の家の子の泣き声が尋常じゃないとか、さまざまな連絡が入りますが、電話があった場合は、現地に赴き状況を聞き取りするなど、事実確認と安全確認を行い、その上で関連する機関に連絡の上、児童相談所に通告するかどうか協議をし、個別ケース検討会議を実施し、対応しております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） その都度、こういった事例があった場合は対応しているということですが、私、これ以前も一般質問でやった記憶があるんですけど、私の知っている家で、2日間ご飯を食べていないということできなり飛び込んで来て、ご飯を食べさせてくださいというような子どももいるので、できれば村民にこういったことを、虐待のことも知らせながら、村民全体でこの対策というか、していったほうがいいと思います。

学校では、いじめや貧困対策、虐待などのアンケートを実施しているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 7番藤田節夫議員のご質問にお答えいたします。

いじめや虐待など、児童生徒の学校生活や家庭生活における悩み事を把握するためのアンケートは、村内全ての小中学校で定期的に行っております。その質問形式と内容は、学校ごとに異なっておりますが、村の校長・園長定例会において各校の様式を持ち寄って情報交換を行い、その都度改善を図っているところであります。

アンケートの結果、いじめに関する記述があった場合については、加害者・被害者、そして必要に応じて周囲の児童生徒からの聞き取り調査を行い、その結果に応じた早期の対応を行っているところでございます。

虐待に関する記述があった場合には、本人からの聞き取り調査を行うとともに、その結果に応じて速やかに教育委員会の報告、それからSSW、スクールソーシャルワーカーですね、それと福祉課、児童相談所との連携を図りながら、児童生徒を虐待から守るための対応を進めるようにしております。

そういうことで、現在実施しておるところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 早期に発見することに努めているということで、スクールソーシャルワーカー等を使ってですけども、スクールソーシャルワーカーの件はこの後ちょっと質問したいと思いますが、村では、平成29年度から10年間を計画期間とした第4次総合振興計画を定め、「～人と自然が輝き 笑顔を未来へつなぐ～

「さわやか高原公園都市」にしごう」を未来像とした政策・施策体系が構築されました。これを受けて、来年度から組織編成が行われることになっています。組織再編における基本方針の一つに、子ども・子育て施策を一元化し、包括的な業務実施体制の確立ということで、子育て支援センターが新設されますが、具体的にどのような体制になるのか、児童虐待等も扱うことができるのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

4月の機構改革によりまして、子育て支援センターが新設されることとなりますが、センターでは、妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、地域の関係機関による切れ目のない支援を提供するのが主な業務となっております。

ただいまの児童虐待におきましても、センターにおいて取り扱うこととしているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 子ども・子育て支援センターの人員配置、連携マニュアル等、しっかりと体制を整えること、いじめや虐待相談にきめ細かく対応できる児童虐待の相談業務等にも注力できる体制にしていく必要があるのではないのでしょうか。そのためにも、社会福祉士、児童専門ケースワーカーの配置をするべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、各種相談や児童虐待のしっかりとした相談体制を構築するためには、それに見合った人員の配置が重要でございます。子育て支援センターの当初の人員配置におきましては、センター所長以下、保健師2名、その他相談員を置きまして実施体制を組んでおりますが、今後、状況に応じ社会福祉士などの専門職の配置も視野に入れ、検討してまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） センター所長以下、保健師2名、窓口相談員2名の体制で実施していきたいということですが、これだけ虐待が急増しているというか、そういった状況では、そのほかに妊娠から乳児から全てここで賄うというのはちょっときついかなと私は思うんですけれども、ぜひ早く社会福祉士ですか、そういった専門家の方をやっぱり配置して、村の子どもを守っていくべきだと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

村では、スクールソーシャルワーカーが配置されているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

現在、西郷村教育委員会には、県のスクールソーシャルワーカー派遣事業により、スクールソーシャルワーカー1名が配置されております。この1名は、矢吹町教育委

員会と兼務しており、本村には週2回勤務し、各小中学校への対応に当たっております。その実績として、昨年度は主に家庭環境の問題に関すること31件、子どもの発達障害に関する問題について6件、不登校に関する問題について11件、合計64件の問題に取り組みました。

その問題解決に向けて、学校及び家庭訪問を行ったり、ケース会議を計画・開催したりして、問題の解決や好転に向けて大変大きく寄与しております。年々ソーシャルワーカーの役目が大変重要になってきておりますが、今年度もそういうことで大変よく対応していただいております。今年度も成果をおさめているところであります。

また、この事業によりまして、県南教育事務所にも3人のスクールソーシャルワーカーが配置されており、本村配置のスクールソーシャルワーカーとの連携を図りながら、それぞれの問題の対応に当たっております。今後、スクールソーシャルワーカーが取り扱う事案、ますます増えていくことが予想されますので、県の教育委員会に対してスクールソーシャルワーカーの配置や勤務日、そういうものの増加等については、今後も引き続き要望してまいりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ただいまの答えだと、私はスクールソーシャルワーカー、村に1名も配置されて、それで対応しているのかなと思ったんですけども、矢吹町教育委員会と兼務をしているということで、非常に相談件数というか64件、合わせると、そういった意味では到底少ないのかなと思います。教育長もそう思っているとは思いますが、スクールソーシャルワーカーは大変な仕事になっていると思うんですけども、社会環境の変化に伴い、児童生徒の抱える問題が多様化・複雑化していることで、学校における対応は多岐にわたっており、関係機関との連携などもますます重要になってきております。

さらに、教員の多忙化という実態も踏まえ、教員以外の専門スタッフとして重要視されてきています。最近では自治体独自の予算で全ての学校に配置している自治体も出てきています。政府もスクールソーシャルワーカーの配置に予算を計上しておりますが、全国でわずか1,000名程度の予算しか組んでいません。近年の児童虐待の急増で、新たに2020年度までに現在の約10倍に増やし、貧困や虐待、発達障がいなども含めた新たな活用方法を示しております。村としても、複雑化してきている子育て環境に対応していくためにも、ソーシャルワーカーの配置を全ての学校に配置すべきと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーは、先ほど教育長が答弁しましたように、県の派遣事業ということで行っております。ただいまの各学校にスクールソーシャルワーカーを1人ずつということでありましたけれども、国の動向も踏まえながら、できるだけ検討してまいりたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 多様化しているので、学校は先生方も本当、子ども一人一人と向き合っている時間も少ないということで、スクールソーシャルワーカー、予算の関係もあるんでしょうけれども、今、県の予算で来ていますけれども、それでも村独自じゃなくて矢吹と、県南地方に何人ということで配置はされているとは思いますが、それでは対応がし切れないと、こういった状況ではという意味では、早急にスクールソーシャルワーカーの配置ということで考えていただきたいと思います。

村では、今年度から村の施策が効率的、効果的なのを第三者の視点から評価及び意見を聴取することにより施策評価の客観性と透明性を高めることを目的に、西郷村行政改革推進委員会が初めて導入されました。平成29年度の外部評価報告書によると、基本目標1として「希望に満ち、子どもたちが健やかに育つむらづくり」の外部評価の意見として、要保護児童対策事業を児童虐待防止の視点から重要であると考えますが、実際は機能しておらず、児童虐待防止対策事業の内部評価Aは見直しが必要であると指摘されております。また、評価では、時代の変化に対応し、子どもの貧困、ひとり親家庭、虐待、いじめ、不登校など福祉課と学校教育課とが総合的に施策を講ずる必要がある、特に専門職の活用と関連機関の連携を図りたい。そして、次年度に望むこととして、子ども・子育て支援センターの設置を目標としているが、設置後は利用者数、相談者数等を指標とすることが必要であると外部評価結果報告書でも指摘されていますが、どのように受け止めていくのか、また、どのように改善していくのか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

外部評価への指摘事項への対応ということでございますが、児童虐待防止の視点から、要保護児童対策地域協議会が設置されておらず、個別ケース検討会で対応をしても評価Aというのは、見直しが必要であるということでした。

この指摘を受けてということではございませんが、要保護児童対策地域協議会の設置につきましては、4月の設置に向けて対応している状況でしたので、ご報告いたしたいと思っております。

また、子育て支援センターの設置を目標としているが、設置後は利用者数、相談者数を目標とすることが必要であると評価結果報告書で指摘されておりましたので、ご指摘のとおり、利用者数の指標へと改善したことを外部評価へ報告したところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 要保護児童対策地域協議会ですが、まだ設置していないと、4月から設置してやっていきたいということですが、この対策としてケース会議ですか、というのを行われていると思うんですが、こういったメンバーはどういったメンバーでケース会議をやられているんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ケース検討会議でございますが、その事案ごとに関係する機関等を協議いたしまして、場合によっては警察ですとか、児童相談所も当然のことなんですが、弁護士を絡めて相談するケースもございますし、状況に応じてそれぞれ関係する機関を招集するという形で対応しております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 児童虐待の防止については、平成12年に児童虐待防止法が成立しましたが、その中で、虐待防止に関する学校等の役割について書かれています。学校及び教職員に対して、児童虐待を早期に発見し、虐待の被害を防止するための適切な対策をとり、児童生徒の安全を確保するために具体的に役割が求められています。

1つとして、学校及び教職員は、児童虐待の早期発見のための努力が課せられていること。2つ目として、児童虐待を発見した者は速やかに福祉事務所又は児童相談所へ通告しなければならない義務が課されていること。3つ目に、児童虐待の被害を受けた児童生徒に対して、適切な保護が行われるようにすること。4つ目に、児童相談所等の関係機関等との連携強化に努めることなどがうたわれています。

このように、教職員は日常的に子どもたちと接する機会が多く、子どもたちの変化に気づきやすい立場にあることから、早期発見努力義務、早期通告義務が課せられています。野田市の事件でも、女の子が父親からいじめられていることを伝えた学校のアンケートのコピーを教育委員会が父親に渡していたことが女の子の虐待死亡につながったと言っても過言ではありません。

しかし、現実では、教職員の多忙化で教員が子ども一人一人と向き合う時間を確保することが難しい現状と言われています。また、村の行政評価の外部評価報告書でも、教職員の質の向上のためにも、職員多忙化の是正を図ってほしい、職員の多忙化は膨大な書類づくりが原因とも言われているので、人員配置等も含め村全体の課題として取り組んでいただきたいと提言していますので、今後の計画や取り組みについて村長の考えをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 今の村長のお考えということだったんですが、教育に関するものなので、私のほうからお答えさせていただきます。

今、議員のほうからありましたとおり、虐待防止にかかわる教職員の役割は大変大きいものがあると思います。学校においては、毎朝児童生徒の健康観察を行っております。学級担任、教科担任、養護教諭が子どもたちの心身の健康状態や身なりの衛生的な面などについて日常的に観察することによって、虐待がうかがわれる様子などがないかを注意深く捉えるよう努力しております。

さらに、学校の中で、家庭環境に問題がある、そういう子どもたちが特定されることもあります。そういったことで配慮が必要である児童生徒に対しては、特にきめ細かな観察を日常的に行い、虐待がそこにはないかということで、日常的な把握に努めております。

多忙化につきましては、なかなか難しい問題ですが、村の教育委員会としても、福

島県の教育委員会が策定した教職員多忙化解消アクションプラン、それを受けまして、教職員の業務改善の具体的な方策を検討し、平成30年4月16日に村の全校へ通知をしました。その主な内容は、勤務時間管理の徹底、それから週1回一斉下校の日を設定すること。さらに、会議の精選、効率化。それから、公務文書における業務分担の適正化。部活動、特設クラブの休養日設定と練習時間の上限の設定などということであり、これらの施策により、少しずつではありますが、教職員の勤務時間が、超過勤務時間ですか、減っている傾向にきております。

人的配置につきましてご指摘がありました。やはり人的配置による教職員の多忙化解消については、村のほうで支援員を年々増員してございまして、今年度も2名の増員ということで予算計上させていただいております。また、人的配置につきましては、村単独ではなかなか難しい状況がありますので、県の教育委員会が教職員の多忙化解消の目的として、ある程度の規模の学校にはスクールサポートスタッフという、いわゆる先生の仕事を助けるスタッフを配置してございまして、その配置拡大については今後さらに県へ要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この教職員の多忙化は全国的な問題となっていて、各県でこういった教職員多忙化解消アクションプランですか、こういったものを立ててやっているんですけども、なかなかそれでも忙しくて家に帰って持って行って仕事をするという状況が続いておりますので、できればやっぱり上のほうに人を置かないで、現場のほうになるべく人を配置するように、支援員も2名増やして大変助かっていると思いますけれども、さらに努力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

要保護児童対策地域協議会、村では4月1日から実施していきたいということですが、これは2016年の厚労省のまとめでは、全国の市町村で99%以上で設置されているということがネットを見ると公表されていましたが、村ではまだ設置されていないということで、ちょっと対応が遅いのかなと思います。

要保護児童対策地域協議会は、虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と切実な養護を目的とし、市町村などの地方公共団体が児童法に基づいて設置する協議会です。虐待を受けたり支援が必要だったりする子どもや保護者に関する情報交換や支援内容について協議する場として、児童福祉法で設置が求められております。なぜ今まで設置していなかったのかと言われても、今の課長に言われてもどうしようもないと思うんですけども、ぜひこういった協議会を早急に立ち上げて、子どもたちに対応していただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

7 番藤田節夫君の一般質問を許します。7 番藤田節夫君。

○7 番（藤田節夫君） 引き続き質問をさせていただきます。

昨日というか、文部科学省では、野田市の児童死亡事件を受け、全国の小中学校などを対象に、児童虐待が疑われる事案について緊急点検を今月の、過ぎましたけれども、8 日までに実施するよう指示があったと思いますが、西郷村の結果について伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

2 月 15 日付で、県教育委員会から児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検についての依頼が今議員のおっしゃったようにありました。この点検の趣旨ですが、各教育委員会及び学校において、野田市において過日発生したような事案、そのような虐待が疑われるケースについて緊急に点検し、教育委員会、学校、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応する、そういうことを目的とした緊急点検ということでございました。

そういう趣旨に基づきまして点検を行った結果、野田市で発生したような心配される事案は、本県についてはございませんでした。

○議長（白岩征治君） 7 番藤田節夫君。

○7 番（藤田節夫君） 本県についてはなかったと。これは各部署で点検をして上に上げたと思いますけれども、こういった悲惨な子どもの虐待、これからも注視して見ていただきたいと思います。

それと、白河に児童相談所がありますが、この現在の体制について伺います。また、現在の体制で対応できると思いますか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

児童相談所の体制ということでございますが、当村におきましては、郡山市にございます中央児童相談所というところの出先機関であります白河相談室が対応している状況でございます。白河相談室の職員数につきましては、現在 3 名で業務を行っている状況でございます。また、十分か不十分かというご質問につきましては、現在は不十分であると感じているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7 番藤田節夫君。

○7 番（藤田節夫君） 児童相談所が県内に 9 か所あるんですけれども、児童相談所と言われるところは 3 か所ですかね。あとは児童相談室になっていて、白河の場合は郡山児童相談所の白河相談室、体制が 3 名ということで、これは絶対不十分だと私は思うんですけれども、こういったことを最近の状況を勘案しながら要請をして、やっぱり

体制をもう少し強化するように村のほうから言うべきだと思いますけれども、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ただいま課長がお答えしたとおりでありまして、県内の児童相談所は人口が多い市部に4か所あり、その他は相談室という形で、県南地方には郡山市にある県中児童相談所に属する白河相談室となっており、先ほどお答えした3名となっております。これでは足りないのは私も認識しておりまして、児童相談所の職員の増員について、私も個人的に県会議員のほうに早速電話をして要請したところでありまして、またさらに今後とも県当局、関係機関に増員の要望をしまいたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今や児童虐待については社会問題化になっていて、政府は児童虐待防止法や児童福祉法の改正をしようとしています。また、福島県でも児童相談所の整備強化をする動きも出てきています。

村でも、要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、子ども・子育て支援センターと連携をとりながら、早期発見・早期対応で、村の子どもたちが悲惨な事件に遭わないように村全体で見守っていく必要が重要となってきています。また虐待が起こらない環境づくりをどのように進めていくかも重要な視点です。虐待は許されないという意識を村全体で高めていかなければなりません。私も注視しながら行動していきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、水道事業の民営化について伺います。

水道民営化法が、昨年12月の臨時国会で自民党、公明党、維新の会、希望の党などの賛成多数で改正水道法が成立しました。この法案は、コンセッション方式というもので、行政が施設などを管理し、運営権を民間に売却するという仕組みのものです。運営権は全て民営化するが、自然災害等の復旧などについては、行政が復旧の責任を負うのか、民間事業者が復旧するのか、国会の質疑でもうやむやになったままで改正法律が成立してしまいました。

水は、人間の命に直結するライフラインです。民営化になれば、水質の悪化が懸念され、水道料金ははね上がり、水道料金を滞納すれば水道がすぐ止められてしまう可能性もあります。災害時の対応などを考えれば、水道の民営化は絶対にすべきではないと思っております。

既に外国では、民営化で利益を優先した結果、水道料金の高騰や水質の悪化等で問題が生じ、世界33か国、267の都市で水道事業が再公営化されています。また、全国の多くの自治体でも反対を表明しています。民営化の導入を検討していた浜松市でも、市民の反対もあり、市長は、国民全体としても理解が進んでおらず、現時点ではコンセッション導入を進めていくことは困難であると判断し、水道事業のコンセッション方式について国民や市民の皆様にご理解をいただけるまで、検討も含め導入を

当面延期しますと発表しました。

私は、この問題については、昨年の12月国会で水道事業の民営化法が可決した直後の12月定例会で一般質問をしました。私は村長に対して、水道の民営化についてどのように考えているのか伺いました。村長の答弁は、「今後の改正水道法のコンセッション方式による運営権の売却・委託方式は、あくまで事業運営における一つの選択肢を与えられたものでありますが、先ほど議員がおっしゃられたように、海外では悲惨な結果を生んだ例もあります。必要の可否は慎重、冷静に判断しなければと考えております。なお、水道法第1条において、憲法第25条の生存権の保障により、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを究極の目的として、そのために清浄にして豊富、低廉な水を図ることが直接の目的として挙げております。清潔な水を豊かに安く供給することが水道事業を預かる者の使命であると考えております。今後につきましては、村民本意に立った事業運営に努めてまいり所存でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます」との答弁でした。広域連携についても、福島県では協議会の設置もされていないとの答弁でした。村長の答弁を受けて、私は民営化する考えはないものと判断をしたところです。

ところが、2月11日の福島民友新聞に水道事業の民間委託について、県内59市町村のアンケート結果が出ていました。内容は、7割導入しないとのことで記事が載っていました。アンケートの結果を見ると、導入しない自治体が41、検討中が8、無回答が10ありました。西郷村は、検討中の8自治体の枠にありました。私はびっくりしてしまいました。12月の定例会で村長の答弁を聞いて、民営化することは考えていないと理解をしましたので、その後、何か変化が起きたのか、理解に苦しんでいるところです。村民の方から新聞記事を読んで、何人かの方から連絡があり、心配する意見をいただきました。改めて伺いますが、村は水道事業の民営化についてどのように考えているのか、村長に伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 水道事業についてお答えいたします。

平成31年2月11日、福島民友新聞の記事において、ただいま議員がご指摘ありましたように、水道事業の民間委託について村は検討中ということの記事が掲載されました。実は、私もこの件についてはびっくりしたところでありまして、先ほど議員がおっしゃられるように、12月定例議会で答弁したことに一点のぶれもなく今後ともその方向でやっていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 12月の議会の答弁でやっていきたいということですが、前回もそうでしたけれども、民営化に反対していくということは述べていないんですよね。できれば村長に西郷村の水道事業は民営化はしないということを明言していただけますか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 現時点での民営化は考えておりません。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 現時点ということですがけれども、そう言わざるを得ないのかなとは思いますが、了解しました。

今回のアンケート、村長も先ほどもびっくりしたということでしたけれども、誰がアンケートに応じたのか伺います。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） 7番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

今般の新聞社へのアンケートの回答につきましては、上下水道課において対応したものでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 担当課で対応したということですがけれども、こういったやっぱり村民にかかわる問題は、村長の判断でやっていただかないと、今回の問題だけではないと思うんですが、我々は新聞にいきなり出て本当にびっくりしちゃったというのが現実なので、ぜひこういった村民にかかわる問題は村長の判断でやっていただきたいなと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

今回の新聞社のアンケート、なぜかこの西郡の3自治体が検討中という枠に入っていたんですね、この8自治体の中に。だから広域化も含めてこれは3自治体が相談をして、そんな答弁をしたのかなとちょっと思ったんですがけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

新聞報道のアンケート回答につきましては、西白河郡の本村、矢吹町、泉崎村が検討中となっております。議員おただしの広域連携についての話につきましては、県内にはまだその協議する機関というものが設置されていない状況でございます。

また、今回の回答につきましてはの相談というか、そういうものは一切しておりません。あくまでも各自自治体において回答されたものでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 広域的な県のほうでの話も、村は、県はやっていないということで、たまたまこういった回答が西郡に3自治体出たのかなと理解をしますけれども。

それで、村のホームページを私は見たんですがけれども、ホームページ、確かに水道法が改正されましたと書いてありまして、西郷村は安全で安心な水道水を未来へ引き継いでまいりますと表題として書かれてありました。民営化について、村としての明確な考えがホームページには出ていませんでした。最後に、村は今後も経営状況の透明化と水道使用者の皆様のご理解とご協力をいただき、地下水資源の保全と経営効率化によって経営機関の強化を図り、計画的な水道施設の耐震化や更新に職員一丸となって取り組んでまいりますと書かれています。

民営化することには自治体の議決が当然必要なことですがけれども、この内容では、今回の新聞内容も含め、村は民営化を考えているのか否か、村民は判断することがで

きません。この問題は村民にとって大変重要な問題です。ホームページ等で明確に村民に知らせるべきではないでしょうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

先ほど村長の答弁にございますように、村の考え方を示していきたいと思います。改めてホームページのほうに内容を追記してまいりたいと思います。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ホームページ等にもしっかりと民営化を村はしないんだということを明記していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、6番南館かつえ君の一般質問を許します。6番南館かつえ君。

◇ 6 番 南館かつえ君

1. 中学校制服の選択制導入について
2. 「足育」の普及・啓発について

○ 6 番（南館かつえ君） 通告の順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1 点目といたしまして、中学校制服の選択制導入についてお伺いいたします。

私も以前からとても気になっていて、質問していいのかとても迷いましたが、最近ではテレビの報道でも中学生の制服にスラックスの選択制導入を取り入れている地域が増えていることを紹介していましたので、取り組んでいる自治体を紹介しながら質問をさせていただきます。

昨年の4月の毎日新聞には、教育の窓として、男女区別なく選べる制服をとの記事が掲載されておりました。この記事は、県立高校の内容でしたが、女子の制服でスカートのかわりにスラックスを選べる学校が増えている。寒い地域を中心に、以前から防寒目的で採用する学校はあったが、近年は宗教的な背景を持つ生徒や性的少数者LGBTなどの生徒らへの配慮もあり、多様な選択肢の一つとして採用する動きがあると書かれてありました。

また、今年2月の毎日新聞には、心の性に対応として、性別に違和感がある生徒や性同一性障害の生徒、性的少数者LGBTのカミングアウトだと受け取られる可能性があり、偏見を恐れてスラックスをはきたくてもはけない生徒もいると見られるそうです。

また、群馬県の県立高校に通う生徒は、性別は女性、心は男性、性同一性障害の診断書を持って保護者と一緒に学校に要望したが、前例がないで却下され、我慢できる範囲と取り合ってもらえない学校もあり、性別に関係なく制服を選べる学校はまだ少数派です。

文部科学省は、2015年4月に同一性障害の児童や生徒に対するきめ細かな対応を求める通知を出したが、学校の判断で心の性に対応した制服の着用を認めないケースは少なくないということです。

そこで、はじめにお伺いいたしますが、性的少数者LGBTについて、どのように捉えているかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 6番南館議員の一般質問にお答えいたします。

性的少数者LGBTについて、どのように捉えているかというおたただしですが、今、議員のほうからもご説明ありましたとおり、LGBTは性的指向や性自認に関する少数者を意味するもので、例えば身体の性と心の性が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人たちもいるということです。このような性同一性障害に関しましては、社会生活上さまざまな問題を抱えている状況にあり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まってきていると捉えております。またその対応も求められるようになってきております。

そのような中、今ありましたとおり、文部科学省では平成27年に性同一性障害に

係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についてということで、具体的な配慮事項をまとめております。現在村では、このような問題を抱えている児童生徒については、学校からの報告はありません。また、子どもたち自身や保護者からの相談等もないというところが状況ですが、やっぱり社会の傾向の中で今後重要な問題だと認識しております。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 難しい問題ではありますが、当村でも何らかの対応が必要だと思いますので、十分な配慮と今後の対応を検討していただきたいと思います。

では、スラックス選択制導入に関してですが、性別によらず制服を選択制にした学校もあるそうです。東京都中野区の小学6年生の女の子がどちらでもはける自由をと声を上げたのをきっかけに、新学期から全面自由化を決定。世田谷区では、中学校でスラックスを着用すること、また検討が進んでいるとのこと。また、福岡市では、市立中学校を対象に、男女共通のスラックスなどを試着を通じて生徒や保護者らの声を反映した制服を2020年度をめどに採用するとのこと。

女性は体を冷やさないようにと昔から言われているのに、なぜスカートと不思議でした。せめて、朝夕の通学時間帯だけでもスラックスを着用するかジャージのズボンをはいて登校してはどうなのかと、私は毎日見守り隊員として小学校の登校時間に横断歩道で子どもたちを見守っていますが、女子中学生や高校生が自転車で通学しております。風のある日は大変です。スカートを気にして片手運転になったりと、とても危ないです。男子生徒みたいにスラックスだったらいいのにといつも感じていました。また最近、県南地域や全国でも、不審者や声かけが多くなっているようです。防犯の面からもぜひ考えていただきたい。

そこで、すぐには難しいかもしれませんが、スラックスの選択制導入を生徒さんや保護者の方、またはPTAの方にアンケート調査をしてみてはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 制服のおただしについてお答えいたします。

現在、村の中学生、制服は今お話があったとおり、女子の生徒は皆セーラー服とスカートでございます。制服については、各学校各自で決めておりますので、学校とも今後制服の選択制について必要があるかどうかを協議をし、また、生徒・保護者などからのご意見を伺いながら進めていく必要があると思います。

アンケートのお話ございましたが、アンケート調査を実施するのも有効な方法だと思います。アンケート調査の実施の有無とか調査内容、調査の対象者を何年生にするかなど、そういう問題もありますので、今後、学校、PTAと協議し、検討していきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） アンケートの調査によっては、いろいろと検討が必要になってくるかと思いますが、十分ご理解をいただきながら進めていただきたいと思います。

また、実際にアンケート調査をした学校もありますので、紹介いたします。

埼玉県新座市立第六中学校は、1月から女子生徒の制服にスラックスを導入し、従来のスカートスタイルに加え、パンツスタイルも自由に選択できるようになったそうです。この学校は、昨年10月、学区域内の小学5・6年生の保護者350人にパンツスタイル導入に関するアンケートを実施、このうち女子児童のいる保護者202人に子どもがどちらのスタイルを希望するかを調査したところ、30人がパンツスタイルを希望したそうです。この結果を受け、同校はパンツスタイルの導入を決定、3月から着用できるようです。当村も、アンケート調査の結果次第にはなるかと思いますが、自由に選べるような選択制を導入していただき、子どもたちが安心して通学、学校生活ができるように取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

今、新座市の例などもご紹介いただきましたので、選択制の必要性等々について、先ほど申し上げましたが、アンケート調査の方向を関係者と協議しながら検討してみたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） よろしくお伺いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

「足育」の普及・啓発についてですが、「食育」という言葉は聞いたことがあります、
「足育」という言葉を初めて聞く方も多いのではないのでしょうか。私も今年の11月に研修会に参加して、初めて聞く言葉でした。日本人も長時間靴を履くことが多くなり、足のトラブルも増えてきているようです。研修会の内容をお話ししながら、質問をさせていただきます。

この研修会では、足育研究会代表で皮膚科医の高山かおるさん、仙台出身の方から、足が支える健康寿命の話聞くことができました。その内容としては、フットケアが大事だということです。そのフットケアとは、下肢の障がいを予防したり、異常があった場合は早期に治療や処置を行い、患者のための治療法、足の手入れ法です。

高齢者の足には異常が非常に多く、皮膚症状は96.9%、爪の症状は87.5%異常があり、よく耳にする巻き爪なんかは爪切りもできない状態です。足に何らかの問題を抱えていると、過去1年間に転倒しているリスクが高いそうです。足部の問題では、外反母趾やタコ、ウオノメや水虫等々もあります。

では、足の問題は何が原因なのか。それは、サイズの合わない靴、間違った靴の履き方が足の骨格が崩れる原因で、13歳ごろには骨が固まる年齢だそうです。なので、小さいころから靴の履き方、靴の選びはとても大事です。最近では、靴に詳しい店員さん、シューフィッターがいる靴屋さんもあるそうなので、そこでアドバイスをもらおう。また足と靴の健康協議会のホームページで都道府県別、グレード別にシューフィッターを探すこともできるようなので、参考にいただければと思います。

また、下肢機能の低下により、歩けなくなったり転倒したりする高齢者が多いようで、これらはフットケアを受けることにより改善するとのことでした。アメリカは靴文化なので、足を専門に診る足病医がいるようです。しかし、日本は靴を脱いで家へ上がる文化があり、靴を履いている時間が短いため、あまり意識を向けてこなかったという背景があります。フットケアの重要性については後回しになったり、足のケアについては浸透していません。足は体を支える大事な場所です。歩けなくなる前に足の重要性を知ってもらうことが今後必要になってきます。

そこで、お伺いいたします。高齢者やデイサービスセンターに来ている方々にフットケアが大事だということを普及・啓発してはどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 6 番南館議員の一般質問にお答えします。

足育の普及・啓発についての1点目、高齢者やデイサービスセンターに来ている方々にフットケアが大事だということを普及・啓発してはどうでしょうかについてお答えをいたします。

フットケアにつきましては、今ほど議員さんのほうからありましたように、足の爪を切ることのほか、保湿などのスキンケアやマッサージ、それから皮膚病の治療等を行うもので、厚生労働省も介護予防事業に足指、爪のケアに関する事業を盛り込んで、高齢者やその家族に足指や爪のケアの重要性と適切なケアの方法の普及等を図っているところでございます。

日常生活において、健康を維持するために歩くことは重要であります。そのためには、土台となる足が健康であるということは必要不可欠な要素でございます。議員おただしのおり、高齢者におきましては足爪の異常や足指の変形などが高い確率で潜在しており、元気に活動している方でさえ、足の爪切りには苦勞をいたします。足の爪の状態が、先ほど議員がおっしゃられたとおり、転倒の引き金にもなりかねません。仮に転倒等を起こして骨折などをいたしますと、その後の生活を大きく変えてしまう危険性がございます。

また、足の小さな痛みから、運動器の障害のための移動機能の低下を来す状態、いわゆるロコモティブシンドロームに発展することもございます。さらに、疾患によっては、下肢切断など重症化してしまう場合もあるため、小さな傷でも見逃すことはできません。これらのことから、その足を守るフットケアは非常に大切なものであると再認識をいたしているところでございます。

村の現状でございますが、現在、村内の2か所のデイサービスにおきましては、利用者に対しまして入浴の際に看護師による足指、爪のケアを実施いたしているところでございます。今後の対応につきましては、デイサービスに限らず各事業所にも改めてフットケアの大切さを認識していただけるよう努めるほか、高齢者宅の戸別訪問の際などにも、自宅で手軽にできる足の健康保持の方法についてのパンフレット等の配布などにより、高齢者本人のみならず、家族などにも普及・啓発を図ってまいりたいと考えているところでございます。

フットケアは、高齢者のみならず幅広い年齢層に対しても必要なものと考えております。村民の皆さんが日ごろから自分の足の状態に注意をさせていただいて、不自由なく歩くことができる状態を保つことが、生活習慣病等の予防等につながります。そして、ひいては健康寿命の延伸にもつながっていくことができると考えております。そのため、さらなる普及・啓発を図っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白岩征治君） 6 番南館かつえ君。

○6 番（南館かつえ君） 課長から詳しくその状態、対策法、いろいろ説明をいただきました。いろんな情報を発信していただきたいと思います。

最近では、大人だけでなく子どもにも足の問題が見られ、足の変形や爪の変形など何らかのトラブルを抱えている子供は9割もいると言われております。特に子どもの足は未完成で、7歳から8歳ぐらいまでに骨の形成が完了します。ですから、靴の履き始めが大事です。小さいころほど変形は起こりやすく、靴は大き過ぎても小さ過ぎてもだめで、適切な靴選びが重要だということです。

このようなことから、当村としても、乳幼児健診時に足育のお話やパンフレットを渡したり、普及・啓発に取り組んではいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

2点目の乳幼児健診時の足育についての普及・啓発に取り組んではいかがでしょうかについてお答えをいたします。

足育は、子どもから大人まで、元気な体づくりのため、足の大きさを知って体が安定する足の使い方や靴の履き方、選び方を学んでいい姿勢や歩き方を身につけることとございます。足を育てるという文字から、子どもに対してだけのようですが、足育は子どもから大人までが対象となります。今回、子どもの足育についてですので、そちらについてお答えをさせていただきます。

議員おただしのおり、現代の子どもたちの約9割が、小指が内側に入ってしまう内反小趾やそれから外反母趾、それから指が浮いてしまう浮き指など、何らかの足のトラブルを抱えていると言われております。その原因の一つとして、幼児期に保護者の方が子どもに、先ほどもございましたように、適切な大きさの靴を履かせていないこと、特に大き目の靴を履かせてしまっていることにあると言われております。このことにより、子どもが成長したときに、膝、股関節、腰、首、背中のゆがみや歯並びまでに影響して、さらには自律神経に悪い影響を与えてしまうと言われております。そのため、正しい大きさの靴を選ぶ親御さんの保護者の責任は大きいものとなります。

しかしながら、先ほど答弁いたしましたフットケア同様、靴の選び方等が重要なことはあまり知られてなく、子どもの足の大きさを知って体が安定する足の使い方、靴の履き方、選び方に注意を払っている保護者の方はごく少数で、どちらかといいますとデザイン等が優先されているものと思われまます。

このような状況を改善するためにも、おただしの足育がゼロ歳から始められること

から、今後、赤ちゃん訪問や乳幼児健診等において、足についての正しい知識の普及をさらに図り、足に合った靴を選ぶことの大切さなど、ゼロ歳からの足育の重要性の普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 申しわけありません、続けます。

今、課長から詳しく説明をいただきました。現状としては、多くは靴屋さんに行き、自分の足に合う靴を探して履いている状態です。自分の足に合った靴をつくることは、お金もかかるし時間もかかる。なので、靴屋さんに行って選んでしまう。このような状況ではないでしょうか。重要なのは、先ほど紹介しましたシューフィッターさんがいる靴屋さんで足のサイズをはかり、自分の足に合う靴をつくってもらうことも大切です。また、このシューフィッターさんは足に合う靴を探してくれたり、足のトラブルにも対応できるし、幼児・子ども専門コースもあるということです。

また、足のスキンケアも大事だということでした。先ほど課長からもお話ありましたスキンケアも大事だということです。水虫は24時間以内に足を洗うことで、水虫は人にうつらないそうです。足先をブラシで優しく洗ったり、足の指の間を洗うことにより、足のトラブルは少し防げるとのことでした。ぜひホームページで検索して正しい知識を得て、村民にも情報発信をしていただきたいと思います。

先ほど課長から、村民にも情報を発信していってくださるということでしたけれども、まずこの辺も含めて確かな情報発信をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

確かな情報発信をするよう努めてまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） それでは、最後に村長にお伺いいたします。

足育に関してはあまり浸透していません。村長は、足育という言葉聞いたことはありますか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

初めて聞きました。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 今回の質問で、足がすごく重要だということも課長から詳しく説明がありました。村長も初めて聞いたということですが、今後、大事なことになってくる部分ですので、今後も引き続き啓発・普及、よろしく願いをいたしまして、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午後1時まで休憩いたします。

す。

(午後0時04分)

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午後1時00分)

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第7、1番松田隆志君の一般質問を許します。1番松田隆志君。

◇ 1 番 松田隆志君

1. 広域行政について
2. 児童福祉について

○ 1 番（松田隆志君） 1 番松田隆志でございます。通告に従い、一般質問をいたします。
最初に、広域行政について伺います。

先月、2月24日の福島民報新聞第1面に、圏域構想反対59%という見出しで記事が出ておりました。県内市町村、国主導に警戒感というふうにありましたので、読んでみたところ、市町村間の広域行政の現状は、新聞にあるとおり、代表的な制度として連携中枢都市圏というものと定住自立圏の2つであります。新聞では、新たな圏域への各市町村の賛否というふうなことでありましたので、今申し上げた2つの圏域以外にあるのか見てみましたが、見当たりません。この新聞で言う新たな広域連携として政府が検討している圏域とは、具体的にどういうことを言うのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 1 番松田議員の質問第1、広域行政についてお答えいたします。

新たな圏域についてでございますが、まだ定義等詳細に示されておりません。総務省の有識者研究会が、人口減少や高齢化が深刻になる2040年ごろの地方自治体のあり方について報告書をまとめております。これを受け、市長の諮問機関である地方制度調査会において審議しており、2020年までに答申をまとめることになっておりますので、詳細につきましては今後この答申内容により明らかになっていくものと考えております。

現在村で把握している内容としましては、公表されている研究会の報告書の内容になっております。報告書では、国の推計で2040年の人口は今より1,500万人減り、1億1,000万人となり、団塊ジュニア世代が65歳を過ぎて高齢人口が4,000万人とピークを迎える一方、15から64歳の生産年齢人口は6,000万人を割ります。地方の市町村の9割以上で人口減が見込まれております。

こうしたことを踏まえ、個々の市町村がそれぞれ公共施設をつくり、施策を行うフルセット主義を改め、新たな圏域で取り組むことで効率化を図ることを提言しております。

自治体の連携は既に連携中枢都市、定住自立圏、広域市町村圏整備組合などさまざまな分野で進んでおります。新たな行政主体と位置づける圏域がどのような枠組みになるのか、権限、財源はどうなるのか、詳細は明らかになっておりませんが、地域のことは地域みずから決めるのが地方自治の理念であり、連携は市町村が地域の実情に合わせて判断すべきであると考えております。

地方制度調査会の初会合では、全国市長会会長である相馬市長が、全国の自治体が地方創生に汗を流している現状を踏まえ、自治体の努力に水を差すと批判しております。このような意見もございますので、圏域につきましては今後国の動向を注視するとともに、情報収集を図り、議会の皆様にも情報共有を図っていきたいと考えており

ますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） フルセット主義を改めることによって、また市町村間の連携を模索していくというようなことかと思えます。

それでは、記事の中で、西郷村は国見町と同じく地方創生の取り組みだけでは今後の地域活性が難しいというふうに答えております。これはどういった考えで難しいと回答したのか伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

地方創生の取り組みだけでは今後の地域活性化は難しいということでございます。地方創生は、市町村独自の政策を打ち出し、人口減少対策や地域の活性化に資する事業を実施しておりますが、どうしても自治体間の競争になってしまい、競争が続けばいずれ息切れ、共倒れということが心配されます。

ですので、地方創生の取り組みだけでなく、少子化対策や東京からの人口移動について根本的な取り組みが必要であるという趣旨の回答でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） 了解いたしました。

それでは、次に移ります。

今から4年前の平成27年4月に、白河圏域内9市町村で、しらかわ地域定住自立圏形成に関する協定書というものを締結しました。そして、同年10月にしらかわ地域定住自立圏共生ビジョンを策定し、白河市を中心としたいわゆる白河圏域を積極的に活用し、取り組まれていることと思えます。

そこで、この共生ビジョンであります。現在の取り組み、実施されている西郷村の事業と今後取り組む予定の事業はどんなものか伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

しらかわ地域定住自立圏共生ビジョンに取り組んでいる主な事業といたしましては、まず1つ目に、商工行政として一般社団法人産業サポート白河のネットワークを活用した地元就職希望者への情報提供や首都圏での就職説明会開催などの中小企業経営安定支援事業を行っております。

農業行政では、県南地方の6次化商品の販路拡大や販売促進に向け、食品量販店バイヤーや金融機関、商業関係者を招致して試食品評会を開催しております。

消費者行政では、白河地域消費生活センターが設置され、圏域内の住民からの相談に対応するとともに、各町村において巡回相談を実施しております。

また、子育て支援では、白河厚生病院敷地内に病児保育施設が設置され、4月から開始をいたします。これにより、仕事と子育て両立の支援、保護者の負担軽減を図ることが可能となります。

そのほかにも、観光行政では、圏域9市町村で構成される福島県南観光推進協議会での誘客促進のための各種事業の取り組みや、婚活支援では、未婚男女に出会いと交流の場を提供するふれあいの場創出事業などを実施しております。

なお、今後の事業計画につきましては、次年度共生ビジョンの見直しが予定されており、そこで事業が決まっていくものと思われまますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） 商工行政から農業行政、さらに消費者行政、観光行政と多方面にわたって実施していくということで了解いたしました。

それからまた、記事によりますと、圏域構想に対する反対が賛成を上回っているということではありますが、その理由として、独自の住民サービスがしにくくなるということとか、自治が失われるとか、独自性喪失への警戒などと言われておりますが、私はそうは思いません。独自の住民サービスはそれなりにやればいいし、単独市町村では決してできない事業で広域的に取り組んだほうが効率的な事業は、お互いの市町村間で協議し、実施に向けて調整すればいいと考えます。

その一番の例が、私の次の質問である病児保育施設の設置であります。この病児保育施設は、村単独で取り組むとすれば、施設の建設から医師の確保、施設の運営と、単純に考えても億単位のお金がかかる施設であると思います。まさしくこの施設は広域連携だったからこそ実施できた事業だというふうに思っております。

さて、福島民報記事の中で新たな圏域への各市町村の賛否ということで、「賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」「反対」とある中で、西郷村は「どちらかといえば賛成」ということで答えております。これについてどういう視点で「どちらかといえば賛成」としたのか、村長の考えを伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 松田議員のご質問にお答えします。

まずはじめに、病児保育施設、私、当初単独で考えておりましたけれども、結果的に市町村の連携協定による病児保育施設はすばらしい成果だと思っております。

そういった中で、今回の記事でございますが、それは昨年12月に実施されております。その中の新たな圏域について「どちらかといえば賛成」と回答したことでございますが、調査時点では新たな圏域の枠組みが明確に示されておりましたので、賛否の回答が難しく、記事を見ましても、ほかの自治体からさまざまな意見が出ていたり、賛否が拮抗していたりと、回答が難しかったのではなかったかと思っております。

そのため、新たな圏域枠組み等については、連携することが不利になる場合も想定されます。一概に賛否の判断はしにくいのですが、既に広域連携についてはさまざまな分野において取り組んでおります。私も、議員ご指摘のとおり広域的に取り組んだほうが効率的な事業等は協力して実施していくべきで、個々の自治体でそれぞれ必要な施設の整備や施策を実施するというフルセット主義から脱却し、自治体間の競争で

はなく、公共施設の共同利用など役割を分担し連携・協力する取り組みは、重要であると考えております。

こうしたことから、連携は地域の事情に合わせ市町村が判断することが前提となりますが、人口減少や高齢化が一段と進む時代において、広域連携での取り組みは必要であり、また、この新たな圏域が財政面や地域活性化等の面で有利になるのではないかと考え、どちらかといえば賛成であると回答しております。

しかしながら、新たな圏域の制度が定まっていないため、判断しにくいところではありますが、国主導における市町村合併が前提となる枠組みであれば、反対していく所存でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） 了解いたしました。

記事の中で、定住自立圏構想の中心市宣言をした白河市がどちらかといえば反対というのは、その真意をはかりかねるところですが、それはそれとしまして、地域創生の取り組みと共生ビジョンによる連携と、それぞれ住民ファーストで効率的な行政運営が求められると思います。この共生ビジョンは、圏域の定住自立圏構想の推進に当たり、総務省をはじめ国の各省庁の補助金、補助がもらえると、その根拠となる計画であります。

前にも言いましたが、地域創生に向けた取り組みというのは、地方自治体間の競争であると私は思っております。先ほど村長がフルセット主義からの脱却というようなことを申されましたが、それはそれでももちろん必要で、各市町村で協力すべきは協力すべきというふうに思っております。

人口維持あるいは増加を目指していくためには、自治体がそれぞれの地域性や空間的特徴などの個性、特色を生かさなければなりません。その上で、定住自立圏構想により市町村間で協力すべきは協力し、創意工夫を凝らした政策を打ち出し、魅力ある西郷村を実現することを希望して、この質問を終わります。

続きまして、質問の第2番、児童福祉、その中でも病児保育についての質問をいたします。

これも昨年の12月、福島民報新聞の記事でございますが、白河市議会の提出議案として、しらかわ病児保育室を新設するとの記事がございました。記事によると、白河市と西白河郡4町村の子どもが対象ということでございますが、その概要について伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） 1番松田議員の一般質問にお答えいたします。

本年4月に開園する病児保育室でございますが、白河市と西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町で共同で出資を行いまして、白河厚生病院の敷地内の西側に病児保育室を建設いたしました。

病氣中または病気の回復期にある児童を一時的に保育することにより、児童の健全な育成を図るものでございます。

利用できる児童につきましては、先ほど申し上げた5市町村に住民票がある1歳から12歳までの児童となっておりますが、原則登録制となっておりますが、急遽利用したいという児童においても、直接病児保育園のほうに連絡をしていただいた上で、利用することは可能となっております。

利用料金につきましては、1人につき日額2,000円、1日当たりの定員は6名となっております。

また、運営費につきましては、初めは人口割により算出しておりますが、利用実績により、どの市町村の児童がどれだけ利用したかによる利用割率で案分することとしております。

運営する事業者につきましては、公募により決定いたしまして、請け負っていただいた事業者につきましては、西郷村字下前田西50番地の特定非営利活動法人あったかたいむとなっております。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） 了解いたしました。

この病児保育施設は、先ほど第1番目の質問でいたしました定住自立圏構想により計画し、実施されたものであるという認識をしておりますが、全体の事業費と国県の補助金、補助制度、それから市町村の負担割合について伺います。

また、事業に対する白河厚生総合病院のかかわりについても経過をお教えてください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

事業費及び補助と白河厚生病院のかかわりということでございますけれども、まず事業費でございますが、建設費について、工事費が約4,100万円、国と県からそれぞれ1,200万円ずつの補助がございました。市町村の負担が約1,700万円でございます。その1,700万円の中で当村の負担につきましては、人口比率により案分を行いまして約330万円の負担という形となり、率でいいますと19.5%負担をしておる状況でございます。

その他備品購入など準備に係る費用といたしまして285万2,000円の費用がかかり、うち当村の負担は55万6,000円となっております。

運営費につきましては、利用する人数に応じ国からの補助金が変わってくることから、年度末に精算をすることとなっております。当初の見込み額では、全体の運営費が約1,261万1,000円となり、うち当村の負担は247万円ほどとなっております。

病児保育園の運営について、当初白河厚生病院のほうで受託を行い、業務を行っていくということとなっておりますが、昨年5月の担当者会議において、白河厚生総合病院においては経営上の理由で運営を引き受けることが困難という報告を受けました。その上で事業者を公募することになりまして、事業に対する白河総合厚生病院のかかわりにつきましては、病児保育室の用地は無償で提供するということとなっております。また利用者の診察等においては、協力が得られるということとなっております。

ます。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） 了解いたしました。

この施設については、先ほども申し上げましたが、単独でやるとすれば億単位のお金がかかるというようなことで、私も見込んでおりました。それが、今の説明ですと、村の負担分の建設に関する負担分の330万円と、備品その他55万6,000円、さらに運営するに当たっての負担金というようなことで、合わせても500万円ぐらいで年間運営できるとすれば、すばらしい効果を持った事業だというふうに考えます。

子どもがけさになって急に熱を出したとか、おなかが痛いと言っているなどと、両親が働く家庭にとっては、特に母親は子どもの体調を一番に心配しながらも、また会社を休むことになる、このままでは会社を首になるかもしれないなどといったことが頭に浮かびます。まして、パートで働く母親や派遣など期限のある雇用者にとっては、子どもの体調が一番に気になるものの、気が気ではありません。同居の祖父母などがいれば別ですが、核家族化が進み、夫も休みをとりにくいとなれば、母親が一人で抱え込むことにもなりかねません。

こういった不安を除いてくれるのが病児保育施設であり、これこそが保護者の待ち望んだ子育て支援だと考えます。

白河市の広報しらかわでは、既に今年の3月号で県南初しらかわ病児保育施設、4月1日運営開始として広報しております。病児保育施設は高橋村長の公約の一つでもあると認識しております。村の広報は今後どうするのかお伺いします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

病児保育室についての広報でございますが、まず今月下旬に配布予定をしております広報にしごう4月号に掲載する予定をしております。また、村のホームページ等を利用した周知も考えているところでございます。

また、病児保育についての概要が記載してある病児保育室のご案内というリーフレットを村内の各保育園、幼稚園に既に配布をして回ったところでございます。4月以降、事業者においても受け入れ児童が少ない日などを利用して各保育園、幼稚園回りを行い、病児保育のPRに努め、周知を図ってまいることとしておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） 了解いたしました。

保育に当たっては、普通の保育所とは運営が違いますので、保育時間、料金、持ち物など利用する保護者の誤解を招かないような十分な広報が必要だと考えます。また、スタートに当たり、予期しない課題が出てくるとは思いますが、住民目線で課題をクリアして、充実した子育て支援となりますよう希望し、私の質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月15日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時25分）